

政治倫理審査委員会会議記録

1 日 時 令和8年8月5日（水曜日） 午前10時00分開会 午前11時28分散会

2 場 所 第二委員会室

3 出席委員 東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員

4 欠席委員 なし

5 委員外議員 松田、渡辺、関原、利根川、和泉、田原（実）、松尾の各議員

6 事務局職員 磯貝局長、上野次長

7 本日の会議に付した事件

- 1 近藤新二議員の件に係る審査請求について
 - ・審査結果報告の協議

8 経過と結果

○東野委員長

おはようございます。

ただいまより政治倫理審査委員会を開会いたします。

欠席通告員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

- 1 近藤新二議員の件に関する審査請求について
 - ・審査結果報告の協議

○東野委員長

審査結果報告の協議についてを議題といたします。

先日ですね、皆さんの聞き取りを基に、正副委員長で審査報告書を作成し、事前に皆さんに確認をお願いしたところでございます。

前回の審査では、①から⑥までの項目で、審査、聞き取りを行いました。が、心情の話ですとか、言った言わないの話、個々の捉え方で変わってくる部分も多くございましたので、あくまでも政治倫理規則違反となる事実部分を捉えて報告書のほうを作成させていただきました。

つきましては、本日、事前にお配りした審査結果報告書に基づいて、皆様よりご意見をお伺いしたいと思います。

こういったものを補足したほうがいいんじゃないかですとか、そういったご意見を賜れば幸いです。

それでは、直ちに質疑に入りたいと思います。

ご質疑ございませんか。

○宮島委員

短時間の間に報告書をまとめていただき、ありがとうございました。

一通り目を通していただいて、糸魚川市議会政治倫理規則の各条文を再度照らした結果ですね、いくつか補足したほうがいいんじゃないかなっていう点がありますので、意見を申し上げます。

その一つは、報告書の2ページ目の上から7行目ぐらいからですかね。「支援者等に対する説明において、総務文教常任委員長が委員会の退席を認めたと取られかねない説明、対応をした点。」この部分はですね、政治倫理規則の第3条第1項第7号ですね。読み上げますと、「会派や個人で広報活動を行う場合は、誤った情報により市民に誤解を与えるような情報提供は行わないこと。」となっています。これにも抵触するんじゃないかなっていうふうに私は思いました。

それからもう一つはですね、いろいろこの報告書に列記されている各項目ですね。これは政治倫理規則の第3条の政治倫理基準の前にですね、議員の責務というのが第2条に書かれています。第1項、第2項、二つになってるんですけども、読み上げますと、「議員は、行政の公正を確保するため、市民の代表としてふさわしい倫理観を持ち、市民の信頼に応えるよう努めなければならない。」これが第1項です。第2項は、「議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と見識を養うよう努めなければならない。」とあります。

近藤議員の一連の行動は、政治倫理基準に違反することもあるんですが、そもそも議員の責務の第2条、二つの項目ですね、これにも抵触するんじゃないかなというふうに思いました。

私の意見です。

○東野委員長

今ほど宮島委員のほうから、第3条第1項第7号、会派や個人で広報活動を行う場合は、誤った情報により市民に誤解を与えるような情報提供は行わないことということで、ご意見をいただいたんですが、これって、条文を読ませていただきますと、会派や個人で広報活動っていうふうに、限定されてると思うんですが、いかがですか。

○宮島委員

広報活動というとはですね、例えば紙で出す。そういうものだけでなく、議員の発言ですね、言葉。これも広報活動になるというふうになってました。ですからSNSとか、全ての議員から発するものが、広報活動に該当するという。

○東野委員長

当日は、支援者に対する説明においてっていうのは、それ報告、広報活動、ちょっと微妙なところなんですけど、どうですかね。

○宮島委員

支援者の前で議員が言葉で伝える情報ですね。それもその広報活動というふうに書かれています。

○保坂委員

私も、今ほど宮島委員のご指摘のあった第3条第1項第7項ですね。これも元々の過去の経緯からすると、支援者という見方もあるんですが、市民に対して誤解を与える情報を流したことによって、やっぱりその対象となる議員に、不利益な形の情報になっているわけですから、この項目ができたのも、そういうチラシっていうか、活動報告に誤りがあったことによって、訂正させるっていうことがあった経緯があるもんですから、市民への誤解を与える情報を提供したってことでは、該当するんじゃないかという認識であります。

あと私、もう一つ今回の聞き取りですごく気になったのがですね、議長と委員長に対する、役職者に対する認識の違いっていうか、すごく引っかかってまして、当然議員の経歴っていうか、年上であるとかっていう部分で、リスペクトする部分はあるんですけども、やはり役職に就いている委員長であるだとか、議長であるだとかっていうものに対する認識が、非常に個人的な見解で映っているので、そのことを細かく言うつもりないんですけど、それはこの政治倫理規則の第1条であったりだとか第2条に、抵触してくるのかなというふうに思ってます、あの、意見としてやり取りする部分には、その役職者に対してあってもいいと思うんですけども、自分の判断基準で、この人の話は聞くけどこの人の話は聞けないみたいなことを、素直に言っておられたんですけども、それだと、やっぱり私達も、誰がどういう立場になるか分かりませんが、年齢であるだとか、その期数であるだとかっていう判断をされてしまうと、やはり議会運営上問題あるのかなというふうに思って、聞き取りを聞いておったんですけども、そういったところはやっぱり、第1条、第2条に引っかかってくるんじゃないかという、やはりまず役職についてもしっかり尊重する。もし、その役職者が問題があるのであれば、議会運営委員会に諮って対応するとかっていう、そういうところからちょっと逸脱した対応だったんじゃないかなという認識を持っておりますので、そこをちょっと、含めた結果報告書にさせていただけると、ありがたいかなというのが私の意見であります。

○東野委員長

今ほど保坂委員からご意見いただきましたけども、この政治倫理規則の中の、どの部分に当てはまるのか、抵触するのかっていうところで調べさせていただいて、このように当てはめてあるものでございますが、またちょっと落ち度があれば、第何条第何項のっていうところをですね、今また議事録確認をしまして、再度当てはめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○田中委員

まずは、大まか、ほんとにこれをよくまとめていただいて、ほとんどこれで私はいいかと思う中で、今、宮島委員の指摘された、第3条第1項第7号ですね。これは確かに当てはまるんじゃないかなと。

あと、もう一点は、ちょっと保坂委員と重なるんですけども、ずっとこのことについて、話聞いたりやってる中で、委員長と議長に対しての話が、ただ単に、通知で済むと思っていたのかなと、許可を求めているように思えない。その辺が、この政治倫理規則の中でいうと、第2条の中にあります、議員としての品位と見識、この見識が欠如してるんじゃないのかなと。私ちょっとそれが気になってるところなんで、考えてみていただけたらと思います。

○宮島委員

第2条第1項の条文です、市民の代表としてふさわしい倫理観を持ちと書いてありますね。

倫理観という言葉、例えば広辞苑で引くと、実は出てないんですね。ただ、ネットでは普通に出てきて、倫理観とは、社会や集団の中で、何が正しく、どう行動すべきかを判断する基準となっています。あるいは、その考え方。ですから、何が正しく、どう行動すべきかって非常に重要な部分なので、これに照らせば、例えば、委員会を途中で勝手に出ていってというのは、明らかにこの議員の責務を放棄していることになろうかと、私は思いました。

○保坂委員

先ほどの指摘と重なるんですけども、実はこの間の聞き取りのときに、当初、議長と委員長で格差を設けて、対応をされておったんですけども、驚くのは、正副議長と議運の委員長と総文の委員長の聞き取りのときには、結局、議長に対しても嘘をついてるってところがやっぱり、それすらも超えて嘘をついてしまうというところが、やっぱり今ほどの第2条に引っかかってくるので、何ていえばいいのかな、自分でこの上下関係の認識を説明しておきながら、もうその4人の聞き取りのときに嘘ついてるってことが、重大な第2条への違反っていうふうに捉えておりますんで、そこもちょっと記したほうがいいのか、ちょっと微妙ですけども、そういったところで、第2条に反するというふうな認識を持っておりますので、意見として発言させていただきました。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今回、同一会派で委員としてご参加いただきました、中村委員から何かあれば。

○中村委員

特別いいです。

○阿部委員

私もこれで良いのかなというふうに思っていたんですけども、皆さんからのご指摘で、そういったところに抵触するなというふうに実感しておりますので、今ほどいただいた意見を、改めて追加いただければというふうに感じておりますし、どこまで本当に入れるのかとかってなると、いろんなところに抵触する可能性も出てくる話が、中にはあったなと思うので、そう感じる部分もある

ので、委員会としてしっかりまとめなきゃいけないっていうところに立ち返りますと、今ほどの意見集約というところで、いただいた意見を付け加えるというところで、正副委員長におまとめいただければというふうに感じました。

○保坂委員

私も今ほど指摘した内容で、それはもう十分なんですけど、ただ、今回の件は、トータルで見たときに、糸魚川市議会にとって、過去にない初めての出来事であり、また糸魚川市議会というものを、何ていうのかな、評価を下げるような出来事で、全国ニュースにもなっておるということで、非常に糸魚川市議会としては大迷惑な話であったので、そういったところを、何ていうのかな、報告するときに、ちょっとそういうところも含めた中での報告をしていただきたいなというふうに思っております。

ただでさえ、今いろんな諸事情、諸課題を抱えていく中で、こういった問題に時間と労力を割かなきゃいけないっていうのも、やっぱり非常に迷惑な話かなというふうに認識しておりますので、そういったところの、また議長への報告についても、そういった部分も入れていただきたいなという意見であります。

○東野委員長

今ほど保坂委員からいただいた件なんですけども、審査報告書を作っていた中の4番、審査委員会の意見というところで、まさに糸魚川市議会始まって以来ということは特に書いてないんですが、措置としてはどういった措置が相当であるっていうところも、議長のほうに、委員会としての提示をしなければならぬのでございますが、この政治倫理規則第8条第1項の規定にある、審査結果に対する措置として、委員会の見解、今の段階、個人的なご意見を委員の皆さんからお伺いしたいと思います。

○保坂委員

結論からいきますと、辞職勧告が妥当かというような認識を持っております。それはなぜかと言いますと、当初委員会を抜けて、そのお酒のある会に出たっていうところ、もうその一点でもそれに値する、要は公務をさぼって行ってるわけですから、値するんですけども、やっぱその辞職勧告決議を受けた後に、総務文教常任委員長に誤解を与える発言をしているとか、またその後の対応が、やっぱり時間をかけすぎている点とかを見ると、反省しているようには見えなかったものですから、そういったところを考えたときに。

で、この間の聞き取りでも、本当のこと言うと、弁明の機会というか、そういう意味合いも持ってるし、もっといろんなことが話されるのかなと思ったら、淡々とされておまして、そういった自分が何でこういう行動をとったんだっていうところの、理由をつけて、その結果としてこういう行動になってしまいました、すいませんでしたみたいな話を聞けるかなと思ったら、そうではなくて、本当に淡々と、もうこうでしょ、こうでしょっていう感じの、弁明の機会だったのに、なんかそういうふうに言われてなかったのが、あんまりその反省点とか、いわゆる言葉は良くないのかもしれませんけども、その襖を切るような姿勢じゃなくて発言されておったので、あまりそういう、反省していこうとか、対処していこうとか、迷惑かけたなっていう部分が、ちょっと言葉の中にな

かったもんですから、そういった場合には、やっぱり辞職勧告が妥当ではないかなというふうに思っております。意見です。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

○中村委員

近藤議員は、皆さんご存知のような、大変大きな過ちを起こしてしまいましたが、委員長への謝罪や、新聞折り込み等、いろいろできることは目一杯やってきたというふうに思っています。

それから、今ほどいろいろ遅れたという話もありましたが、その中には、私達と話をしながら、少し慎重に進めていた部分があったのかなというふうに思っています。

それから、この前の近藤議員が来たときも、一応ここで出されたことに対して発言をするようにということを、私のほうから話をしておきました。だからそれ以外のことを言うと、また言った言わないっていう話に進んでいくもんですから、なるだけそれは避けて、一応こっちから提出されたことだけ話をすればいいなど。そして、もし聞かれたら、それに対してしっかりと発言をしていただきたいっていうことは、申し上げておきました。だからそういう中で、謝罪とかそういうものが出てこなかったのかなというふうに思っております。

そういったいろんな部分を見てきますと、私としては、改めて嚴重注意というところで、いいんではないかなというふうに思っております。

○宮島委員

審査委員会の意見っていうのはですね、あの政治倫理規則の中の第10条にですね、議長の措置っていうのが、(1)、(2)、(3)、(4)と書いてあります。そのうちの(1)、(2)、(3)のどれかっていうふうに私理解したんですけども、嚴重注意っていう項目は、ここにはないんですよ。その辺はどういうふうに扱ったらいいんでしょうか。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

この10条の中に、(4)に書いてあるのが、議長が必要と認める措置を行うことって書いてありますので、それを、委員会が出した結論が、それ議長にとって必要だねっていう、例えば嚴重注意、それでいいねっていう、それを審査するのが議長だと思うんですけども。

そういう意味では、議員に対していろいろ懲罰とか、いろいろあるかと思うんですけども、委員会が出した結論は、ここに沿う必要はないと、そういう意味では思うんですけども。私そんな認識なんです。

○宮島委員

分かりましたっていうか、私は、政治倫理審査委員会は、(1)から(3)の措置で、実はそこに書いてないですけど、何も措置しなくていいと。そういうのもあるわけです、本当はね。だけど、今回の場合は、(1)から(3)のいずれかを委員会として議長に進言して、議長はそれを見て、自ら考えて議長が(4)、それ以外の措置を考えることができるというふうに理解してたんですが、違うんですかね。

○東野委員長

議長が必要と認める措置を行うことっていうふうに、(4)で書いてあると思うんですけども、委員会の見解とはそれ別じゃないですか。

○宮島委員

委員会としては(1)から(3)の項目、あるいは何も措置する必要はないというような報告ができるわけですね。それを見て。

○東野委員長

宮島委員が言うのは、この(1)から(3)に該当することを委員会で決めなきゃいけないんじゃないかっていう。

○宮島委員

僕が言っているのは、4の審査委員会の意見として、審査結果に対する措置としては、〇〇とするのが相当である。その括弧の空欄の部分を、どういう文章で埋めるかですよ。今審議してるのは。

中村委員は、嚴重注意という意見でした。私は、嚴重注意っていうのは政治倫理規則にはない項目なので、そうなるともう、いろんな言葉がここで使えるわけですよ。それはちょっと。

○東野委員長

最終的に委員会としてまとめるもので、中村委員のお考えは、嚴重注意ということによろしくないんですか。

○宮島委員

そのスタンスは、あくまでも政治倫理規則だと思うんですよ。

○東野委員長

だって何もないと一緒にじゃないですか。

○宮島委員

嚴重注意という処分をするのがいいとおっしゃってるわけですよ。

○東野委員長

だから、中村委員は、個人はそれでいいんじゃないですか。

○宮島委員

意見としてはそれでいいです。

ただ、私は、あくまでも政治倫理審査委員会は、この政治倫理基準に基づいて審査してきてるわけですから、そこになような言葉を使うのは、いかななものなのかなっていう、そういう意見です。

○東野委員長

ご意見として。

私は厳重注意っていうのは中村委員の意見なので、それはそれで、はい。

○田中委員

ここに書いてある、政治倫理規則第3条第2項、それから、今日追加になるんじゃないかなと思うんですけども、第2条、そういうところを考えて、その1個だけでも、もう違反というふうに該当するなと思いますし、今この空欄の中に入れる言葉のことについても、いろいろ話がありますけれども、やはり辞職勧告が妥当であると私は思います。

○宮島委員

本会議でも、辞職勧告決議案が、全員が賛成して可決されています。

そういった情勢を見ても、今回改めてですね、政治倫理審査委員会で審議した結果も、辞職勧告が良いと、私は思います。

○阿部委員

審査結果報告書にもありますとおり、理由だけでA4の1ページが埋まるほどの点が抵触するんじゃないかというふうにもなってますし、一つだけじゃない、その1個の事案から数々、ここまで約半年以上、いろんなものが会話の中からも出てくる、行動としても出てくるという点を、自分自身、対話しながらも感じていたことと、改めてこうやって文章になって出てきたことを、外からの目で見ても、辞職勧告というものが妥当なのではないかというふうに思います。

○田原洋子副委員長

私はですね、やっぱりそうしてしまった後の、やっぱり嘘に嘘を重ねたこととかというところが、糸魚川市議会のイメージダウンにも繋がってますし、やっぱりその後の対応として、慎重に判断されたということなんですけど、議員の資質というところとかに対してとかも、抵触してくるんじゃないかと思っているので、辞職勧告が妥当だと思います。

○東野委員長

今ほど委員の皆さんから、どのような措置が妥当かということで、それぞれお伺いしました。

中村委員が厳重注意ということで、辞職勧告が5名の方、保坂委員、田中委員、宮島委員、阿部委員、田原副委員長が辞職勧告が妥当ということで、委員会といたしましては、辞職勧告を行うことということで、議長のほうに提出させていただきたいと思いますが、そのように決したいと思います、いかがでしょうか。

○中村委員

これは全会一致じゃないんで、もしあれなら嚴重注意という部分も、議長のほうに届けていただければと思います。

○東野委員長

承知しました。もちろん委員会の総意という形になりませんでしたので、こういったご意見いただいたということで、申し伝えたいと思います。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど中村委員のほうから嚴重注意という文言も補足してほしいという意見が出ましたが、それについて、そのまま事実を報告する方向で進めたいと思いますが、それについてよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番の件なんですけども、措置として、まず、辞職勧告を行うこととするのが相当である。その中で、嚴重注意とするっていう意見もあったというふうに、議長のほうに報告書を上げたいと思います。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開します。

大変失礼いたしました。4の審査委員会の意見の部分、どういうふうに記載するかっていうところで再度皆さんに確認をとりたいと思います。

4、審査委員会の意見、糸魚川市議会政治倫理規則第8条第1項の規定にある、審査結果に対する措置としては、辞職勧告を行うこととするのが相当である。少数意見として、嚴重注意との声もあった。このように記載したいと考えますが、これにご異議ございませんか。

○保坂委員

それは記載をするんですか。

辞職勧告という報告書を議長に提出して、そのときに委員会の様子を伝えるということとして、委員の中から厳重注意というご意見もあったので申し添えますって言って渡すってことじゃないんですか。活字にして報告書の中に書いて渡すってことでしょうか。そこはちょっとだけはっきりさせてください。

○東野委員長

今ほど申し上げましたとおり、記載というふうに申し上げました。私、中村委員からそのように、記載というふうにちょっと受け取ったもので、記載というふうにさせていただきました。

これは書かずに、少数意見として、厳重注意との声もあったっていうことは、口頭でやったほうがいいという保坂委員の意見ですかね。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどですね、貴重なご意見いただきまして、辞職勧告を行うことと、少数意見として厳重注意ということで意見もいただいて、全会一致になりませんでしたので、採決をとりたいと思います。

お諮りします。委員会の意見として、辞職勧告を行うことに賛成の議員の起立を願います。

[起立]

○東野委員長

賛成多数ということで、こちらに入る文言は、辞職勧告を行うこととするのが相当であるというふうに報告させていただきたいと思います。

このように決しました。

それでは、少数意見として厳重注意の声もあったということは、口頭で申し述べさせていただきたいと思います。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

本日いただいた意見、様々な意見、第2条が特にですね、含めた文言ですね。またこれを取りまとめる必要がございまして、審査結果報告を作成したいと思うんですが、細かい部分につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。この内容、正副委員長にご一任いただくことにご異議ございませんでしょうか。

○保坂委員

基本的にはないんですけども、今日この場で、もう最終的なものを決めていただいて、皆さんから承認もらってたほうが、本当はいいのかなって思ってたんです。

で、今のここにある内容に、そんなにたくさん付け加えることはないと思うんです。第1条と第2条と第3条第1項第7号だったかな、そこにも違反することが認定されたという言い方を入れていただくだけなので、それを付け加えて、もうこの正規の委員会の中で、要は委員長からそういう内容にしましたっていうことを言うていただければ、もうここで結論が出て、議長に提出できるかと思いますので、ちょっとその辺、正副でちょっと協議していただいたほうが私はいいいのかなと。

○東野委員長

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど修正に関して、お時間いただきましてありがとうございます。

修正した部分を読み上げますので、ご確認いただきたいと思います。

結果報告書の2ページ目でございます。4番の上3行に追加しております。

「なお、委員会における委員長と議長に関する認識や、支援者等に対する説明における対応の点は、糸魚川市議会政治倫理規則第2条及び第3条第1項第7号にも違反しているものと認定した。」という部分と、4番のかぎ括弧の中でございますが、「糸魚川市議会政治倫理規則第8条第1項の規定にある審査結果に対する措置としては、辞職勧告を行うこととするのが相当である。」このように変更したいと思います。

このように進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認めます。

それでは内容については、以上でございます。

今後の進め方でございますが、審査報告書の提出までの流れでございます。

今後の予定といたしましては、審査報告書の内容がばっちり決まりましたので、予定といたしまして、8月10日の10時に、議長に提出したいと考えております。

その際、8月10日に政治倫理審査委員長、私が議長に対し審査報告書を提出、同日付で議長が近藤議員に審査報告書を文書通知いたします。

近藤議員が意見がある場合、14日以内に議長に対して意見書を提出することができます。

それで8月31日以降、議長が近藤議員に対し措置を行う、こういった流れになります。

これについて不明な点、確認したい点等ございますか。

○保坂委員

細かいことなんすけど、10日の提出する形態とすれば、議長室に正副委員長が行って提出するって格好ですか。委員もずらずらっと並ばなきゃいけないとか、何かそういう感じなんでしょうか。

○東野委員長

イメージとしては、正副委員長、委員長だけっていう認識であつたんですけど。

議長のほうに提出に上がるような。

○宮島委員

当委員会の委員長報告ですけれども、これはいつ行うのでしょうか。

○東野委員長

本会議等で報告する予定はございません。

ちょっと、またこれ議長マターになってくるんですけども、議長が本会議で報告するかどうかは、ちょっと議長に確認してみないとなんですけども。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして政治倫理審査委員会を散会いたします。

大変お疲れ様でした。

委員長